

立ち退かされるのは誰か？

ジェントリフィケーションと脅かされるコミュニティ

「世界人権宣言」13条は、「すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する」と謳っています。離れたときに離れることができる自由と、そこに暮らし続けたい限り留まることができることは、【十分な住居への権利】【健康への権利】【清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利】【開発（発展）の権利】【先住民族の権利】などと相互に結びつく、根源的な人権です。しかし、その権利は、現在私たちが暮らす地域において十分に保障されているでしょうか？

『立ち退かされるのは誰か？ジェントリフィケーションと脅かされるコミュニティ』（慶應義塾大学出版会、2024年12月）の著者、山本薫子さんは「あとがき」（p275）のなかで次のように記しています。

“現在、日本のさまざまな都市・地域で、望んでいないにもかかわらず住まいを退去させられたり、経営していた小規模店舗を閉じざるをえなかったりする人がいる。また、「次は自分の番か」と、追い出しの恐れを抱えながら生活している人々もいる。そうした人々が自分の経験や思いをどのように表現し、また理解することができるか、そこにジェントリフィケーションに関わる学問の一つの役割はあるはずだ。”

大阪では4月13日から大阪・関西万博が始まりました。万博開催に向けた開発プロジェクトは街で暮らす人たちにどのような影響を与えてきたのかの検証が求められています。

本セミナーでは、山本薫子さんを講師に迎え、現代の都市で生じる問題について、特にカナダのバンクーバー、そして横浜市の「日雇い労働者の街」として知られた寿町での調査などを踏まえながら、「ジェントリフィケーション」をキーワードに話していただきます。

2025年5月16日（金）19:00～20:30

講 師：山本 薫子（やまもと かほろこ） 東京都立大学都市環境科学研究科准教授

参 加 費：無料

定 員：50名（先着順）・オンライン開催

*申込いただいた方を対象にアーカイブ配信を予定しております。

申込方法：グーグルフォーム（<https://x.gd/pZoq4> 又はQRコード）、

もしくはメール（webmail@hurights.or.jp）でお申込みください。



*申込締切：5月14日（水）、UDトークによる文字通訳があります。その他の情報保障が必要な方は5月7日（水）までにご連絡ください。

<「ジェントリフィケーション」とは>

インナーエリアと呼ばれる、都市中心部の労働者住宅地域、低所得地域が再開発され、高級住宅や中流層（ミドルクラス）以上の人々を対象とする商業施設が新たに開業することで、住民の入れ替わりが起き、より高所得の住民が増加する現象。今日、アジア地域を含む世界中の都市が直面する現象の一つとして注目されると同時に、社会的弱者の困窮や排除を促進するとして批判もされている。

